

平成28年度東日本大震災に伴う経済支援

－ 被災学生対象奨学金のご案内 －

東日本大震災により、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

本学では、東日本大震災により甚大な被害を受けた学生のうち、希望者には返還義務のない東北大学独自の奨学金（東北大学元気・前向き奨学金（月額10万円））の採用や、各奨学団体奨学金（毎月定額の給付、一時金の支給等）への推薦等を実施します。

※被災状況や家計状況により学内選考を行います。申請者全員が採用になるとは限りません。

（１）支援対象者

以下の4点を全て満たす被災学生が対象となります。

①本学に在学する正規生（学部生・大学院生）であること

※休学・留年・修業年限超過者は対象となりません。

②入学料・授業料免除に申請していること

③以下のいずれかに該当する甚大な被害を受けた世帯の学生であること

○主たる学資負担者が死亡または行方不明となった場合

○主たる学資負担者が失業（就業の見込みが立たない場合を含む）となった場合

○主たる学資負担者の居住する家屋が「全壊」、「大規模半壊」、または「福島第一原子力発電所事故により警戒区域または計画的避難区域となり居住不可能」となり、著しい被害を受けた場合

※主たる学資負担者の居住する家屋が「半壊」または「一部損壊」の場合は、対象となりません。

④震災後、家計状況が好転せず、経済的に困窮していること

（２）申請方法

次の①～④の書類をとりまとめたうえ、経済支援係窓口（川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1F④番窓口）へ提出してください。

なお、①～④の書類の外、審査の過程において必要な書類を求める場合があります。

①被災学生対象奨学金 申請書（メールアドレス及び電話番号は、必ず連絡が取れるものを記入してください）

→ホームページ（<http://www2.hetohoku.ac.jp/shogaku/>）よりダウンロード、又は経済支援係窓口より受領。

②死亡又は行方不明を証明する書類、被災証明書（被災証明書）等公的な証明書（いずれもコピー可）

③申請書記入の所得金額に関する証明書（チェックリスト参照）

④控除等に関する証明書類（該当者のみ：チェックリスト参照）

（３）申請期間

（Ⅰ）在学生・・・平成28年3月3日（木）～3月18日（金）

（Ⅱ）平成28年4月入学新入生 入学手続き日～平成28年3月28日（月）

※申請書類を期日までに用意できない方、入院・長期出張等やむをえない事情により受付窓口にて持参できない方は、必ず申請締切日前日までに、下記までお問い合わせください。

（４）申請後の手続き

締切後、被災状況や家計基準に基づき学内選考を行います。内定となった場合には、電子メールまたは電話にて連絡します。

（※応募者が多数見込まれるため、内定者以外の方への連絡は行いませんので、ご了承ください。）

選考の結果、各奨学団体奨学金への推薦候補者となった場合には、該当する奨学団体へ提出する願書を別に作成いただくことになり、奨学団体推薦後も奨学団体にて別途審査があります。

【問い合わせ先】 平日8:30～17:00

東北大学教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係

（川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1F④番窓口）

〒980-8576 仙台市青葉区川内41番地

電話：022-795-7816